

2015年 3月 18日

フロン排出抑制法(改正フロン法)施行に伴うお願い

お客様各位

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2015年4月にフロン排出抑制法(改正フロン法)が施行され、フロン類を使用している業務用機器(業務用冷凍空調機器)を使用されているユーザー様に対し、点検と記録の保管が義務付けられます。

当社装置で使用している循環水冷却機(チラー)やコンプレッサーのエアドライヤーは、7.5kW未満の業務用冷凍空調機器に該当し、四半期に一度以上の簡易点検と点検記録および整備記録の保管が義務付けられます。点検記録および整備記録は、フロン類を使用している業務用機器を廃棄または譲渡するまでの間保管する必要があります。

フロン排出抑制法でユーザー様が行わなければならないこと(7.5kW未満の業務用機器)

①四半期に一度以上の頻度で簡易点検を行うこと。

簡易点検の具体的な項目については法律に定めがありません。フロン類の漏洩に着目した目視による外観検査および異音の有無の確認が主となります。

②簡易点検および整備の記録を対象機器を廃棄または譲渡するまで保管すること。

フロン排出抑制法の詳細につきましては、以下の環境省のホームページをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/press/18718.html>

当社装置におきましては、一部 XPS 装置におきまして X 線源の冷却に使用しております SMC 社製のチラー(HRS シリーズ)、一部 SIMS 装置で使用しております Pfeiffer Vacuum 社製またはアズワン製のチラー、および装置のオプションとして一部のユーザー様にお使いいただいております圧縮空気供給用の日立製コンプレッサー(0.75kW, 型式 POD-0.75PSF5 / POD-0.75PSF6 / POD-0.75PSJ)の冷凍式エアドライヤーが対象となります。

SMC 社製のチラーにつきましては添付いたしますメーカー推奨の「サーモチラー日常点検シート」へのご記入と保管をお願いいたします。

Pfeiffer Vacuum製およびアズワン製のチラーおよび日立製コンプレッサーのエアドライヤーにつきましては、添付いたしますフロン排出抑制法に基づく一般的な業務用機器(7.5kW未満)の簡易点検表へのご記入と保管をお願いいたします。

点検方法や記入方法につきましてはご不明点、ご質問等ございましたら、アルバック・ファイ(株)カスタマーサービス部までご連絡ください。

敬具

連絡先： アルバック・ファイ(株) カスタマーサービス部 TEL (0467)85-6523 FAX (0467)85-4224

アルバック・ファイ株式会社
〒 253-8522 神奈川県茅ヶ崎市円蔵370

